

認定こども園の認定基準

主なものは次のとおりとなります。

(1) 職員の配置の基準

①原則として、次のとおり配置すること。

区分	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
短時間利用児	35 : 1					
長時間利用児	30 : 1		20 : 1	6 : 1		3 : 1

②3歳以上の共通利用時間は学級編成し学級担任1人を置くこと。

③子育て支援事業に従事する職員は専任とするが、適切に対応できる体制が整備されている場合はこの限りでないこと。

④認定こども園の長を1人置くこと。

(2) 職員の資格の基準

①原則として、両資格を併有すること。

②保育所型、地方裁量型の場合、学級担任の1/3が幼稚園の教員免許状取得者であれば、保育士が担当できること。

③幼稚園型、地方裁量型の場合、長時間利用児の保育担当の1/3が保育士であれば、幼稚園教員免許状取得者が担当できること。

④子育て支援事業に従事する職員は、児童の育児・保育に関する相談指導、福祉に関する知識・経験を有する者とする事。

⑤認定こども園の長は、幼稚園の園長又は保育所の所長となるべき資格を有すること。

(3) 施設設備の基準

①幼保連携施設は、規則で定める場合を除き、同一敷地内又は隣接する敷地内とすること。

②園舎、保育室、屋外遊戯場の面積は次のとおり整備すること。

	園舎・保育室等	屋外遊戯場
0歳	乳児室 1.65 m ² /人，ほふく室 3.3 m ² /人 (保育所と同様：注1)	
1歳		
2歳	保育室 1.98 m ² /人 (保育所と同様)	3.3 m ² /人 (保育所と同様)
3歳	○幼稚園基準・保育所機運の両方を満たすことが原則 ○既存施設からの転換する場合は、いずれかの基準で可	○幼稚園基準・保育所機運の両方を満たすことが原則 ○既存施設からの転換する場合は、いずれかの基準で可
4歳		
5歳		

注1：乳児室及びほふく室を同一の部屋として設置する場合は、3.3 m²/人

③調理室、屋外遊戯場の整備については次のとおりとすること。

調理室	屋外遊戯場
○0～2歳児は必置とすること。 ○3～5歳児については、設置が望ましいが、一定の条件を満たす場合は、給食の外部搬入を認めること。	○同一敷地内又は隣接が望ましいが、一定の条件を満たす場合は、付近の適当な場所による代替を認めること。